

平成 25 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 午後 15 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長 金城正春			2 番 宮里良淳
3 番 上原英正	4 番 大城正幸	5 番 山城学	6 番 具志堅繁光
7 番 稲福ツヤ子	8 番 大城茂治	9 番 上原和雄	10 番 大城仁輝
11 番 亀甲康榮	12 番 金城哲男	13 番 賀数宏	14 番 伊敷幸栄
15 番 金城 勲		17 番 玉城盛雄	18 番 新垣芳隆
	20 番 国吉真昭		

【欠席委員】

代理 眞榮里保 1 番 伊保智栄美 16 番 仲西栄二 19 番 大城竹信
21 番 大保新幸

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

9 番 上原和雄 12 番 金城哲男

【議事日程】

日程 第 1 議案第 55 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 2 議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 3 議案第 57 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程 第 4 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 25 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	<p>みなさんこんにちは。本日の出席状況ですが、眞榮里保委員、伊保智栄美委員、仲西栄二委員、大城竹信委員、大保新幸委員、以上 5 名の委員から欠席の届け出がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。例年に比べて 12 月は寒さが厳しいような感じがします。雨も適度に降っており農作物にとっては良い状況じゃないかと思ひます。さとうきびも農協の話を知くと干ばつや台風等の影響で、かなりの減産かと思ひたのですが、農協の予想では例年並の 2 万 6 千トンだそうです。連続して 3 万トンを割っているわけですが、できるだけ早く 3 万から 4 万に増えていくことを願うばかりでございます。</p> <p>12 月 20 日には県の常任会議がありまして、私は別件で用事があり、出席できなかったため、山城学委員が参加をされております。山城委員から報告をお願ひします。</p>
山城委員	<p>常任会議に代理で出席してきましたので、報告したいと思ひます。</p> <p>少し気になったものが、4 条申請の中で、八重瀬町の申請です。太陽光の設置についてですが、営農型太陽光発電と言ひまして、太陽光設置の高さを 3～4 メートルの高さにして、光が入るようにして、下では野菜を栽培する。というものです。高さを高くしたからと言って光が入って、野菜が育つか疑問に思ひますが、今回が初めての試みということで、業者は専門家に依頼し、専門家の意見を参考にしながら、進めていくとのこと。今後の経過を、会長なり私が報告していきたいと思ひます。</p> <p>5 条申請の中で、一種農地の隣接する既存の施設、民家の面積より 1,5 倍までなら認めるとのことでした。一種農地は隣接していても難しいと思ひていたのですが、隣接していた場合は 5 条申請の許可ができるということです。</p> <p>4 条案件は 25 件、5 条案件では 85 件の申請があがってございました。報告としては以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、本日の議事を進めていきたいと思ひます。議事録署名委員を 9 番の上原和雄委員、12 番の金城哲男委員、よろしくお願ひします。</p> <p>次回調査員は、16 番の仲西栄二、17 番の玉城盛雄委員、18 番の新垣芳隆委員となっております。よろしくお願ひします。</p>

<p>会長</p>	<p>【議題の宣言】</p> <p>本日の議題は、</p> <p>日程 第1議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について26件</p> <p>日程 第2議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について6件</p> <p>日程 第3議案第57号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について1件</p> <p>日程 第4議案第58号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について13件(15筆)</p> <p>となっています。</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>日程 第1議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について26件を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明の後、委員の皆さんからのご質問、ご意見等をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは説明させていただきます。2ページをお開きください。農地法第3条に係る許可申請でございます。</p> <p>申請にあたっては、面積、従事日数等はすべてチェックして資料に載せてあります。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明</p> <p>1番についてですが、委員の方がいらっしゃいますので退席お願ひします。与座の1筆、売買による所有権移転です。10月の申し出によるあっせん成立です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、番号1番について委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>こちらは土地改良区ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。土地改良区です。</p>

委員	わかりました。
会長	他に意見ありませんか。1 番につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	ありがとうございます。1 番については議案通り決定します。それでは、賀数委員には席に戻っていただいて、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>2 番から説明していきたいと思います。2 番から 5 番まで関連しております。受人が同一です。2 番は 10 年間の賃貸借権の設定、3 番、4 番、5 番は 3 年間の賃貸借権の設定になります。6 番、7 番は受人が同一で関連しています。6 番は贈与による所有権移転、7 番の 2 筆は 5 年間の使用貸借権の設定です。8 番、9 番は譲渡人、受人が同一です。8 番は代物弁済による所有権移転、9 番は 5 年間の賃貸借権の設定です。10 番は米須の土地改良区の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。11 番、12 番は譲渡人、受人が同一で関連しております。11 番は贈与による所有権移転です。12 番は 5 年間の使用貸借権の設定です。13 番、14 番は受人が同一で関連しております。13 番は売買による所有権移転で、9 月申出によるあっせん成立です。14 番は 3 年間の使用貸借権の設定です。15 番は売買による所有権移転です。16 番と 17 番は受人が同一です。16 番は売買による所有権移転、17 番は 5 年間の使用貸借権の設定です。18 番、19 番は受人が同一です。18 番は売買による所有権移転です。19 番は 3 年間の使用貸借権の設定です。20 番は、贈与による所有権移転です。21 番、22 番は受人が同一です。贈与による所有権移転です。5 年間の使用貸借権の設定です。23 番、24 番は受人が同一です。23 番は 10 年間の賃貸借権の設定です。24 番は 6 年間の賃貸借権の設定です。25 番は照屋の 1 筆で売買による所有権移転です。26 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転です。</p> <p>以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	23 番と 24 番ですが、賃借権の設定で、坪あたり 300 円ですが、ハウス施設も作っているのですか？

事務局	はい。あります。すでにハウスの中に棚等が整っていて、すぐ使えるとのことで、坪300円で借りるとのことでした。
委員	野菜は具体的に何を栽培するのですか？
事務局	ハーブ、トマト、レタスとのことでした。
委員	はい、わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	16番ですが、座波の土地改良区で1500円/㎡は安くないですか？ これは本当に土地改良区ですか？
事務局	はい。場所的には元のアース環境の近くで白地になっています。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	23番は、場所はどの辺りですか？
事務局	兼城集荷場の近くになります。
委員	はい。わかりました。

委員	26 番ですが、譲渡人が不動産屋になっていますが、畑を所有していたということですか？
事務局	原野のときに購入したと思われます。現在は、地目が原野、現況が畑になっているので、3 条で申請したと思われます。
委員	わかりました。
会長	他に何かございませんか。それでは、議案第 55 号ついて議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に「議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 9 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項にかかる許可申請です。 議案書を読み上げて説明（内容省略） 1 番は、潮平の 1 筆で農地区分は第 2 種農地です。自動車修理工場への転用です。権利区分は使用貸借権の設定であります。2 番は、小波蔵の 1 筆。第 3 種農地で、一般住宅への転用です。使用貸借権の設定です。3 番は、国吉の 1 筆。第 2 種農地で、一般住宅への転用です。使用貸借権の設定です。4 番は、阿波根の 1 筆です。第 2 種農地で、一般住宅への転用です。売買による所有権移転です。5 番は、喜屋武の 1 筆です。第 3 種農地で、一般住宅への転用です。売買による所有権移転です。6 番は、大里の 1 筆で、第 1 種農地です。一般住宅への転用です。贈与による所有権移転です。以上です。
会長	それでは、ただいまの説明に関連して、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。

委員	<p>はい。今回は、13番の賀数委員、14番の伊敷、15番の金城委員の3名で調査してきました。まず、1番ですが12ページの写真を見てください。長谷寺から兼城に抜ける道です。近くに住宅も何件か建っていて、農地としてはあまり条件が良くなく、転用しても特に問題ないということで3名の意見は一致しました。</p> <p>2番ですが14ページを見てください。この土地は、隣の土地にある古い家から新しい家に建て替えるために、この土地の一部を屋敷に組み込みたいということです。場所的にも住宅地にあり問題ないということで3名の意見は一致しました。</p> <p>3番ですが16ページを見てください。国吉の集落の後ろのほうにあって、現状は第2種農地になっていますが、いずれは住宅地になるとされる場所で問題ないということで3人の意見は一致しました。</p> <p>4番ですが、場所は阿波根になります。18ページを開いてください。この場所は、前回も出ていた場所で、集落も近くにあるため、宅地に変更しても問題ないということで3人の意見は一致しました。</p> <p>5番目ですが、20ページになります。喜屋武の集落の中にあります。宅地に変更しても支障ないということで3人の意見は一致しました。</p> <p>6番ですが、22ページです。先月一部申請が出ていた場所で、県との調整で面積が増えて再度申請が出されています。こちらも問題ないという意見で一致しました。</p> <p>委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>はい。ご苦勞様でした。それでは皆さんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>6番ですが、県での許可の可能性としてはありそうですか？</p>
会長	<p>はい。先月も申請が出されている場所なので、県とも協議しました。県のほうから指導を受けて再申請しています。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。それでは、議案第56号につきまして議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	はい。ありがとうございます。では、次に進みたいと思います。議案第 57 号「農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について」1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 23 ページをお開きください。</p> <p>農地売買のあっせん申出がありますので、あっせん委員に指名することについて同意を求めます。大里の 3 筆です。3 番の上原委員、9 番の上原委員よろしくをお願いします。以上です。</p>
会長	<p>はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p> <p>異議なしという声が聞こえておりますが、議案第 57 号について議案どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	それでは、次に議案第 58 号「農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について」13 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 26 ページをお開きください。</p> <p>15 筆申請されております。すべて新規就農のための申請です。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（内容省略）</p>
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくをお願いします。
委員	25-95 番についてですが、借り手が 2 人いるのですが何か理由がありますか？
事務局	2 人でハウスでのマンゴー栽培を予定しているそうです。

委員	わかりました。
会長	他にないですか。ご意見等ないようなので、議案第 58 号について、議案どおり決定してよろしいでしょうか。
事務局	異議なし
会長	はい。ありがとうございました。 以上で本日の議案は終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
事務局	<p>事務局連絡です。1月の総会は、27日(月)を予定しております。</p> <p>次に、農業委員の選挙の件でお願いがあります。自治連絡会で、区長さんに申請用紙を配布してあります。委員の方の協力方をよろしくお願ひします。申請期限は1月6日から1月10日までになります。同居家族の方も対象です。耕作面積が10アール、60日以上に従事日数が必要です。3月31日現在で20歳の方が対象となります。申請用紙は事務局にもありますので、必要な方は事務局にいらしてください。よろしくお願ひします。</p> <p>最後に、農業委員手帳を配布してありますので、活用してください。本日は以上です。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 9番 上原和雄 12番 金城哲男</p>